

## 最高裁判所事務総局総務局長書簡の発出について

最高裁判所は、東北地方太平洋沖地震の発生を受けて、期日変更等の手続等において配慮を要する事項等に関し、平成23年3月13日付けで、各高等裁判所長官宛に、下記の書簡を発出しました。

### 記

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による被害の甚大さにかんがみると、法令の定めにより遵守すべき法定期間等について、当事者等の不利益にならないように、受訴裁判所の判断により、期間の伸長、訴訟行為の追完、上訴権回復等の法令に従った適切な対応をとることが求められているものと考えられているところであり、日本弁護士連合会事務総長からも同旨の要望書が提出されています。また、期日変更等の手続についても、別紙のような配慮が必要なものと考えられます。

ついては、裁判官その他の関係職員にこの趣旨を適宜の方法によりお伝えいただくようお願いします。

なお、資料、文献等を調査の上、更に必要な場合には、民事局、刑事局、行政局及び家庭局に御照会ください。

おって、管内の地方裁判所長及び家庭裁判所長に対しても、この趣旨を御連絡ください。

( 別紙 )

期日変更等の手続等において配慮を要する事項

- 1 口頭弁論期日の変更(民事訴訟法第93条)、公判期日の変更(刑事訴訟法第276条)、家事審判期日の変更(家事審判法第7条、非訟事件手続法第10条、民事訴訟法第93条)及び少年審判期日の変更等に当たっては、地震により郵便事情が悪化していることや、相当数の弁護士事務所及び当事者の家屋が被害を受けていること等にかんがみ、一律に期日変更申請書の提出を求めるなどの対応を取ることなく、事情に応じて職権による期日変更を行うなど柔軟な対応が必要とされる。
- 2 当事者、代理人等が期日に出頭しない場合も、その不出頭の事由等を十分考慮し、これらの当事者等に対し、不当な不利益を負わせることのないように配慮することが必要である。